

防府市みまもり隊支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもの安全を確保するために、市内で自主的に活動する団体（以下「みまもり隊」という。）の結成を促進し、こどもが安全で安心して登下校でき、また、屋外で安全かつ自由に行動できるように、「みまもり活動を実施する団体」に対し、活動に必要な用品（以下「活動用品」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる団体)

第2条 支給対象となる団体は、各小学校区に活動の拠点を有し、次の要件を満たすものとする。

- (1) 次条に規定するみまもり活動を1年以上継続的に行うことができること。
- (2) 学校長の推薦があること。
- (3) 営利を目的としていないこと。

(対象となる活動)

第3条 活動用品の支給対象となる活動は、こどもが安全に安心して登下校でき、また、屋外で安全かつ自由に行動ができるように、こどもの安全を確保するためのみまもり活動とする。

(支給する用品の種類)

第4条 活動用品の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) ジャンパー
- (2) ベスト
- (3) その他市長が必要と認める消耗品

(支給の手続)

第5条 活動用品の支給を受けようとするみまもり隊の代表者（以下「申請者」という。）は、みまもり隊活動用品支給申請書（第1号様式・以下「支給申請書」という。）に、みまもり隊活動概要書（第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(用品の支給)

第6条 活動に必要な用品は、小学校長を經由して団体に支給する。

(支給の制限)

第7条 活動用品の支給は、みまもり隊1団体につき1回とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。市及び他の機関の助成制度により活動用品に係る助成を受ける場合は、この要綱は適用しない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

みまもり隊活動用品支給申請書

防府市長 様

申請者 団体名（校区名）
代表者 住所
代表者 氏名

みまもり隊活動用品の支給を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

みまもり隊活動に従事する者の数	人	
みまもり隊活動用品の種類及び数量	種 類	数 量
添 付 書 類	(1) みまもり隊活動概要書（第2様式）	

上記のとおり相違ありませんので推薦いたします。

年 月 日

小学校

校 長 印

第2号様式（第5条）

みまもり隊活動概要書

団体名 (校区名)		(校区名)	
代表者連絡先	氏名		
	住所		
	電話	(自宅・勤め先) (携帯)	(ファックス等)
従事者の数		人(男 人)・女 人)	
活動開始日		年 月 日から	
活動内容			